

NEWS RELEASE

平成27年10月15日
一般社団法人 信託協会

結婚・子育て支援信託の受託状況

(平成27年9月末現在)

一般社団法人 信託協会（会長 常陰 均）では、今般、平成27年9月末の結婚・子育て支援信託の受託状況を取りまとめました。

結婚・子育て支援信託の契約数（累計）は2,695件、信託財産設定額（累計）は63億円となっています。

平成27年4月1日の取扱い開始以来、6ヶ月が経過しましたが、着実に利用が広がってきております。

結婚・子育て支援信託について

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税になる信託です。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母、父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満の個人に限られています。

本件に関する照会先：

（一社）信託協会

総務部（広報担当） 兼田、三島

業務部 藤田、黒田

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会